

## 営利を伴う催し物などで使用する場<sup>えいり</sup>合<sup>ともなもよおしもの</sup>など<sup>しょう</sup>について<sup>ぼあい</sup>

営利を伴う催し物等で使用する場<sup>えいり</sup>合<sup>ともなもよおしもの</sup>又は入場料を徴収する場<sup>しょう</sup>合<sup>ぼあい</sup>の使用料は、基本使用料に次の割合を加えた額とする。入場料とは、参観を目的として健康プラザに入館する者から、使用者が徴収する金銭並びに使用者が発行する入場券、その他これに類するものをいう。

芽室町民、芽室町内業者 5割

芽室町民以外 20割